

# 「第333回判例・事例研究会」

テーマ：脅迫に応じて巨額の金員を交付した取締役の責任

日 時	令和2年4月23日
報告者	弁護士 石田嘉奈子

## 【判例】

事件の表示	事 件 名 蛇の目マシン工業株主代表訴訟事件差戻控訴審判決 判 決 成20年4月23日／東京高等裁判所／第20民事部／判決／平成18年（ネ）2075号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>● いわゆる仕手筋として知られており、暴力団との関係も取りざたされていたAは、蛇の目マシン工業株式会社（以下「蛇の目マシン」という。）の筆頭株主となり取締役就任したが、他の取締役であるYらを脅迫して、巨額の金員を交付させるなどして、蛇の目マシンに、合計1125億円の損害を被らせた。</li><li>● 本件は、蛇の目マシンの株主Xが、Yらを被告として、Aに対する金員の交付等を行い、又はこれに同意した当時の取締役であるYらの忠実義務、善管注意義務違反を主張して、損害賠償金等を蛇の目マシンに対して支払うよう求めた株主代表訴訟である。</li><li>● 蛇の目マシンが被った合計1125億の損害の内容は以下のとおりである。</li><li>● 〈1〉平成元年8月10日ころ蛇の目マシンの関連会社を通じて300億円のう回融資、〈2〉平成元年9月29日Aグループの会社の株式会社ミヒロファイナンス（以下「ミヒロファイナンス」という。）に対する600億円の債務の肩代わり、〈3〉平成2年5月24日上記同様Aグループの会社のミヒロファイナンスに対する366億円を肩代わり、〈4〉同年6月14日Aグループの会社の東亜ファイナンス株式会社（以下「東亜ファイナンス」という。）に対する250億円の債務の肩代わり、〈5〉同日Aグループの会社の日本リース株式会社（以下「日本リース」という。）に対する390億円の債務の肩代わりをした。</li></ul>
論点	脅迫に応じて巨額の金員を交付した取締役に、忠実義務違反、善管注意義務違反が認められるか

## 判旨

### 【論点の判断】

脅迫に応じて巨額の金員を交付した取締役に、忠実義務違反、善管注意義務違反が認められる。

### 【理由】

- 上記〈1〉の300億円のう回融資について
- Aには当初から融資金名下に交付を受けた約300億円を返済する意思がなく、Yらにおいてこれを取り戻す当てもなく、同融資金全額の回収は困難な状況にあり、しかも、蛇の目ミシンとしては金員の交付等をする必要がなかったものと認められるから、上記金員の交付を正当化すべき合理的な根拠がなかったことは明らかである。Yらは、Aからその保有する蛇の目ミシン株の譲渡先が暴力団の関連会社であることを示唆されたことから、暴力団関係者が蛇の目ミシンの経営等に干渉してくるにより、会社の信用が棄損され、会社そのものが崩壊してしまうことを恐れたというのであるが、証券取引所に上場され、自由に取引されている株式について、暴力団関係者等会社にとって好ましくないと判断される者がこれを取得して株主となることを阻止することはできないのであるから、会社経営者としては、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有するものというべきである。そして、前記認定の事実関係によれば、本件において、Yらは、Aの言動に対して、警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということできないから、Aの埋不尽な要求に従って約300億円という巨額の金員を光進に交付することを提案し又はこれに同意したYらの行為について、やむを得なかったものとして過失を否定することはできず、結局、YらはAによる恐喝被害に係る金員の交付につき商法266条1項5号の責任を負うというべきである。
- 上記〈2〉から〈5〉の債務の肩代わりについて
- ミヒロファイナンスに対する600億円の債務の肩代わり並びに本件方策に基づくミヒロファイナンスに対する366億円、東亜ファイナンスに対する250億円及び日本リースに対する390億円の各債務の肩代わりについては、前記認定の事実によれば、いずれも蛇の目ミシンとしては、本来、債務の肩代わりに協力する必要はなかった上、蛇の目ミシン株を1株約3400円台(600億円÷1740万株=3448円)あるいは5000円とする評価は異常な高値の評価であって(前記認定のとおりAが昭和61年3月18日から同月26日までの間に購入した蛇の目ミシン株の値段は1株1450円であった。)、そのような高値による評価をした上での融資による債務の肩代わりは、蛇の目ミシン株を高値で売

	<p>り抜きたいというAの思惑に合致するものであり、蛇の目ミシンにとって利益になることではないことは明らかである。しかも、前記認定事実によれば、ナナトミ、光進、ケー・エス・ジーが破綻すれば、これらの融資の返済は極めて困難な状況になることが明らかであった上、蛇の目ミシンの関連会社が支払不能になれば蛇の目ミシンが最終的に関連会社の債務を引き受けざるを得ないものであり、上記各肩代わり（600億円の債務の肩代わり及び本件方策に基づく366億円の債務等の肩代わり）は、蛇の目ミシンにとっては、巨額の損失を被る可能性の高いものであったというべきである。したがって、<u>Yらは、Aの理不尽な要求に応ずるべきではなく、少なくとも上記各債務の肩代わりを避けるべき義務があったというべきである。</u>そして、<u>Aの要求を退けるために前記300億円の喝取の件を含むAの言動について警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できない状況にあったということもできないから、上記各債務の肩代わりを提案し又はこれに同意して債務の肩代わり及び担保提供を行ったYらの行為については、無理からぬところがあったとして過失を否定することはできず、結局、Yらは前記各債務の肩代わり及び担保提供につき忠実義務違反、善管注意義務違反により商法266条1項5号の責任を負うというべきである。</u></p>
--	---